

高知県の山地災害危険地区

高知県HPでは、山地災害危険地区の位置情報が閲覧できます。

豪雨などによる山腹崩壊や土石流などの危険地域を事前に確認し、災害時の避難や備えの参考にしてください。

山地災害危険地区とは

集中豪雨等で山腹崩壊や土石流等が発生する恐れがある山腹や渓流を、林野庁の調査要領に基づき危険度を整理したものです。

ご利用にあたって

情報はデータ量が多く、読み込みに時間がかかる場合があります。アクセス時は免責事項もあわせてご確認ください。



高知県林業振興・環境部
治山林道課 ☎ 088-821-4867

高知県 HP

坂本ダムからのお知らせ

松田川を利用される方は、坂本ダム放流の警報音と放送、回転灯に十分注意してください。

川にいる時に放流警報が鳴ったら、すぐに川から上がって、安全な場所に避難してください。

警報音を認識していただくために次のとおり、坂本ダムから篠川合流点までの地域に警報音を出します。警報音は、普通のサイレンの音とは異なりますので、ご確認ください。

日時 7月2日(水) 14時30分～
7月9日(水) 14時30分～
7月16日(水) 14時30分～

※雨天中止

※坂本ダムに関する情報は「高知県防災アプリ」で確認することができます。

幡多土木事務所 宿毛事務所
ダム建設管理課
☎ 63-9103 (宿毛事務所)
☎ 62-6510 (坂本ダム)

無料人権相談

家庭や職場内における問題、セクハラ、DV、いじめ、インターネット上の誹謗中傷など様々な人権問題についてのご相談を承ります。

日時 8月6日(水) 10時～15時
(12時～13時 お昼休み)

場所 宿毛東部農村環境改善センター

内容 宿毛市の人権擁護委員による人権相談

予約 必須

※相談時間 1人30分以内

※相談無料 ※秘密厳守

主催 高知地方務局 四万十支局

人権推進課 ☎ 62-1258

高知地方務局 四万十支局
☎ 0880-34-1600

事件や事故の被害に関する出張法律相談

日時 7月15日(火)
13時30分～15時30分

場所 幡多総合庁舎2階 会議室
(四万十市中村山手通19)

※会場、日時は変更となる場合があります。

予約 できるだけ事前に予約

認定特定非営利活動法人

こうち被害者支援センター

事務局電話 ☎ 088-854-7511



高知県の情報
ポータルサイト



水道メーター (量水器) 取り替え

計量法に基づき水道メーターを8年ごとに無料で取り替えを行っています。今回は令和9年3月末までに有効期限を過ぎる水道メーターの取り替え作業を行います。

期間 ～令和8年2月未まで(予定)

対象 「上水道ご使用量のお知らせ」でメーター番号のアルファベット以下2桁の数字が30(例:A30-〇〇〇)の量水器

※作業員は宿毛市が発行する身分証を携帯しています。

※作業中は15～30分断水します。

※ご不在の場合でも、可能な場合は交換し、お知らせを投函します。

水道課 ☎ 62-1248

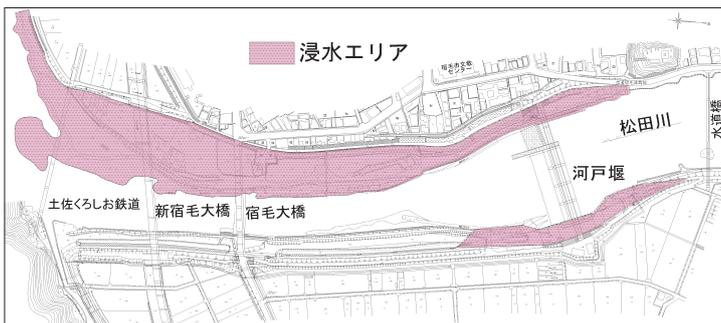
水道管の漏水調査

水道管の水漏れを発見するため、市内全域で漏水調査を実施しており、水道課が委託した調査員が専用の調査機器を用いて調査しています。

公道等に加え、宅地内の水道メーターまでの配管も調査対象です。調査員が敷地内に入り調査しますので、ご理解ご協力をお願いします。

水道課 ☎ 62-1248

河戸堰からのお知らせ



松田川の河戸堰周辺の河川敷は、川の水位が上がると浸水する区域です。

また、大雨時に一定以上の水位になると、河戸堰でゲート操作を行います。ゲート操作を行うと、河川敷はさらに浸水しますので、河川敷から避難してください。

幡多土木事務所宿毛事務所ダム建設管理課
☎ 63-9103 (宿毛事務所)